

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：由利本荘市簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和31年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	由利本荘市	職員数* (H20. 4. 1現在)	11人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。  
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記入すること。

2 財政指標等

資本費	155円 (H18年度)	公営企業債現在高 (百万円)	6,883 (H19年度)
累積欠損金 (百万円)	( 年度)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	13 (H19年度)
不良債務 (百万円)	( 年度)	財政力指数*	0.34 (H18年度)
資金不足比率 (%)	0.00 (H19年度)	実質公債費比率* (%)	18.3 (H19年度)
		経常収支比率* (%)	97.1 (H18年度)

- 注1 資本費については、平成17年度又は平成18年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成18年度又は平成19年度の数値を、経常収支比率については、平成17年度又は平成18年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。  
 なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合はその構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記入すること。）  
 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月22日 合併前市町村：本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町、矢島町、西目町、鳥海町] 市町村合併に伴い本荘市簡易水道事業、岩城町簡易水道事業、由利町簡易水道事業、大内町簡易水道事業、東由利町簡易水道事業及び矢島町簡易水道事業を経営統合した。

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。  
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。  
 3 にレを付けた上で内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画
計画期間	平成20年度～平成24年度
計画策定責任者	由利本荘市長 柳 田 弘
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～平成21年度） 公営企業経営健全化計画「地方債同意基準」（平成19年度～平成28年度） 由利本荘市簡易水道事業統合計画（平成19年度～平成28年度）
公表の方法等	市ホームページで公表、市議会常任委員会で説明(12月定例議会)
基本方針	○段階的に料金等の見直しを図り同一料金、同一料金体系及び検針業務等の統一単価を図る。 ○老朽施設の整備や各給水区域を接続、また適正な事業計画による建設改良費により、上水道事業との統合を図る。 ○料金徴収の強化と料金改定を含めた安定した料金収入に努める。

注 計画期間については、原則として平成20年度から24年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		1.4		1.4
	補償金免除額		0.3		0.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧資金運用部資金」欄を空欄とし、旧資金運用部資金に係る公営企業経営健全化計画を作成する場合には「旧簡易生命保険資金」欄及び「公営企業金融公庫資金」欄は、それぞれ平成20年度に承認された公営企業経営健全化計画に計上された額を参考値として（ ）書きで記入すること（以下、6において同じ。）。

2 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

3 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること。

6 平成20年度以降各期における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	0	1,365	172,855	174,220
合 計 (A)		0	1,365	172,855	174,220
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	1,365	172,855	174,220

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般 会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

3 「※上記のうち一般会計負担分」は、繰上償還等に基づく公営企業債に対する一般会計繰入金を記入する趣旨ではないこと。従って、例えば、下水道事業において一般会計が負担する雨水処理に係るもの等は含まないものであること。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>由利本荘市は、旧8市町の合併によるもので、水道事業は上水道給水区域と簡易水道給水区域に分かれ、合併前の簡易水道事業を経営統合し、現在16簡易水道施設を有している。簡易水道給水区域は、主に山間部地域となっており、小規模な水源施設を多く有し、また地形的条件により管路敷設にはコストが高くなっている。経営内容では、上水道事業のH18年度給水原価167.6円に対し簡易水道事業では248.8円と高く、また近年において人口減少により料金収入は年々減少傾向にある。現在は、一般会計から基準内繰入となっているが、今後の上水道事業との統合計画による施設整備や営業収益等を見据え、一層の健全な経営に取り組まなければならない。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1471 730">料金水準の適正化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 842">現在の合併前の料金体系及び使用料金を統一するため、段階的に見直すこととし、平成20年度から料金改定に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1471 898">料金徴収業務の合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1471 1010">現在の各料金システムを集中管理できる統合システム導入を検討するとともに、また検針業務及び量水器交換業務の業務単価を平成21年度に統一を図り、料金徴収業務の節減合理化に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1471 1066">維持管理費等の節減合理化</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1471 1223">浄水場等の施設管理については、遠隔監視装置等を設置するなど集中管理できる体制を図る。H18より一部の施設については指定管理者制度を導入しているが、今後、簡易な巡回業務等についてはアウトソーシングで補う等、節減合理化に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1223 628 1279">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1223 1471 1279">料金滞納対策への取り組み</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1279 1471 1391">料金未納者への対応は、合併前のこれまでの手法で対応してきたが、H20から給水停止に関する要領を定め滞納対策に取り組む。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1391 628 1447">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1391 1471 1447"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1447 1471 1559"></td> </tr> </table>	課題 ①	料金水準の適正化	現在の合併前の料金体系及び使用料金を統一するため、段階的に見直すこととし、平成20年度から料金改定に取り組む。		課題 ②	料金徴収業務の合理化	現在の各料金システムを集中管理できる統合システム導入を検討するとともに、また検針業務及び量水器交換業務の業務単価を平成21年度に統一を図り、料金徴収業務の節減合理化に努める。		課題 ③	維持管理費等の節減合理化	浄水場等の施設管理については、遠隔監視装置等を設置するなど集中管理できる体制を図る。H18より一部の施設については指定管理者制度を導入しているが、今後、簡易な巡回業務等についてはアウトソーシングで補う等、節減合理化に取り組む。		課題 ④	料金滞納対策への取り組み	料金未納者への対応は、合併前のこれまでの手法で対応してきたが、H20から給水停止に関する要領を定め滞納対策に取り組む。		課題 ⑤			
課題 ①	料金水準の適正化																				
現在の合併前の料金体系及び使用料金を統一するため、段階的に見直すこととし、平成20年度から料金改定に取り組む。																					
課題 ②	料金徴収業務の合理化																				
現在の各料金システムを集中管理できる統合システム導入を検討するとともに、また検針業務及び量水器交換業務の業務単価を平成21年度に統一を図り、料金徴収業務の節減合理化に努める。																					
課題 ③	維持管理費等の節減合理化																				
浄水場等の施設管理については、遠隔監視装置等を設置するなど集中管理できる体制を図る。H18より一部の施設については指定管理者制度を導入しているが、今後、簡易な巡回業務等についてはアウトソーシングで補う等、節減合理化に取り組む。																					
課題 ④	料金滞納対策への取り組み																				
料金未納者への対応は、合併前のこれまでの手法で対応してきたが、H20から給水停止に関する要領を定め滞納対策に取り組む。																					
課題 ⑤																					
留意事項	<p>経営課題は、上水道事業との統合経営のために重要な課題として、今後計画的に取り組むものとする。</p>																				

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

### Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

#### （1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

区 分		年 度	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	479	559	531	460	522	517	543	544	539	532	
	(1) 営 業 収 益 (B)	433	455	440	441	421	424	444	440	435	431	
	ア 料 金 収 入	432	441	439	437	420	423	443	439	434	430	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		12									
	ウ そ の 他	1	2	1	4	1	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益	46	104	91	19	101	93	99	104	104	101	
	ア 他 会 計 繰 入 金	34	62			74	76	82	87	87	84	
	イ そ の 他	12	42	91	19	27	17	17	17	17	17	
	2 総 費 用 (D)	350	413	445	359	389	400	393	402	402	396	
	(1) 営 業 費 用	229	277	309	216	240	245	228	228	228	228	
	ア 職 員 給 与 費	76	91	83	76	79	78	78	78	78	78	
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他	153	186	226	140	161	167	150	150	150	150	
	(2) 営 業 外 費 用	121	136	136	143	149	155	165	174	174	168	
ア 支 払 利 息	118	134	136	143	149	155	165	174	174	168		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他	3	2										
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	129	146	86	101	133	117	150	142	137	136		
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,373	1,360	1,175	1,135	990	1,003	836	1,140	690	344	
	(1) 地 方 債	807	787	729	647	578	565	442	631	325	100	
	(2) 他 会 計 補 助 金	44	60	66	116	104	116	145	166	174	182	
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	458	399	380	340	288	280	219	313	161	32	
	(6) 工 事 負 担 金	41	35									
	(7) そ の 他	23	79		32	20	42	30	30	30	30	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,479	1,511	1,323	1,252	1,120	889	987	1,327	861	498	
	(1) 建 設 改 良 費	1,365	1,361	1,135	1,038	911	853	696	994	512	133	
	ウ ち 職 員 給 与 費											
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	114	150	188	214	209	233	291	333	349	365	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	▲ 106	▲ 151	▲ 148	▲ 117	▲ 130	114	▲ 151	▲ 187	▲ 171	▲ 154		



## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	114.2	100.0	77.5	95.5	99.8	96.3	97.0	91.2	88.6	86.9	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	103.2	99.3	83.9	80.3	87.3	81.7	79.4	74.0	71.8	69.9	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	7.1	11.1	0.0	0.0	14.2	14.7	15.1	16.0	16.1	15.8
	うち基準内繰入金	(%)	7.1	11.1	0.0	0.0	14.2	14.7	15.1	16.0	16.1	15.8
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	3.2	4.4	5.6	10.2	10.5	11.6	17.3	14.6	25.2	52.9
	うち基準内繰入金	(%)	3.2	4.4	5.6	10.2	10.5	11.6	17.3	14.6	25.2	52.9
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m<sup>3</sup>) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>○水道料金の格差が大きく、20、24、28年度に段階的に低料金部分を引き上げ、上水道料金と統一する。</p> <p>○下水道及び浄化槽の普及により給水人口の減少に比し、有収水量は若干減少の傾向で推移すると見込まれるため、料金収入は料金改定を実施する21年度以降、前年度比1%減で推移すると見込んだ。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>○平成26年度までは地方債償還金は増加傾向にあり、一般会計繰入金は増加するものと予想されるが、基準内繰入を厳守するよう経営改善に努める。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>○平成20～23年度 亀田簡易水道整備事業(668百万円)</p> <p>○平成21～22年度 元町南簡易水道事業(50百万円)</p> <p>○平成23～27年度 大内第一簡易水道事業(218百万円)</p> <p>○料金システム統合 導入時期未定(100百万円)</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>○施設の整備及び料金事務の一元化を図り、平成28年度までの上水道事業との統合を目指し条件整備を図る。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容																
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減																		
○ 地方公務員の職員数の純減の状況		<p>(市としての取り組み)</p> <p>事務事業や組織機構の見直しの外、民間委託や指定管理者制度の活用を図り退職者の補充を抑制する。具体的には、前年度退職者の3分の1補充を基本とし、合併(平成16年度末)後10年間で一般職員数300人を削減する計画である。平成21年度までの削減状況(予定)は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>・採用(予定)者</td> <td>17年度14人</td> <td>18年度24人</td> <td>19年度22人</td> <td>20年度23人</td> <td>21年度23人</td> <td>計</td> <td>106人</td> </tr> <tr> <td>・退職(予定)者</td> <td>17年度30人</td> <td>18年度37人</td> <td>19年度54人</td> <td>20年度68人</td> <td>21年度69人</td> <td>計</td> <td>258人</td> </tr> </table>	・採用(予定)者	17年度14人	18年度24人	19年度22人	20年度23人	21年度23人	計	106人	・退職(予定)者	17年度30人	18年度37人	19年度54人	20年度68人	21年度69人	計	258人
・採用(予定)者	17年度14人	18年度24人	19年度22人	20年度23人	21年度23人	計	106人											
・退職(予定)者	17年度30人	18年度37人	19年度54人	20年度68人	21年度69人	計	258人											
○ 給与のあり方																		
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度に国に準じて給与構造改革を実施</li> <li>・管理職手当の5%削減(平成20年度より)</li> <li>・地域手当では支給なし</li> </ul>																
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技能労務職相当職員の所属なし</li> </ul>																
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職時特別昇進制度は平成17年度に廃止</li> </ul>																
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> <li>共済組合法の示す基準により負担</li> </ul>																
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等																		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場等の維持管理について、遠隔監視装置の整備により職員の常駐を廃止して、巡回業務により合わせて2百万円の節減。平成21年度で1施設、22年度で1施設</li> </ul>																
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 ③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度より、一部の簡易水道施設の管理について指定管理者制度を導入。及位簡易水道、中田代簡易水道</li> </ul>																



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 ①	<p>・現在は、合併前の水道料金を適用しているが、低水準の水道料金については段階的に料金の適正化を図るものとし、平成20年度において改定に取り組み、21年7月の施行を計画。</p> <p>基本料金10㎡1050円～2100円と格差があり、20年度では水準的な1500円前後の料金を想定して引き上げ、こうした料金改定を2回実施して、最終的には上水道料金と統一を図る。</p> <p>議会には、定例議会中に全員協議会等の場で説明、翌定例議会で条例の改正案を上程。</p> <p>住民説明は、条例改正後地区協議会により十分な周知期間を設ける。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>（市としての取り組み）</p> <p>ホームページ及び広報誌で給与・定員管理（定員管理に関しては数値目標及び進捗状況も合わせて）及び財務状況（決算状況、バランスシート他）について公表している。</p> <p>簡易水道事業の財務状況については、地方公会計制度を導入、H21より情報公開する。</p>
○ 行政評価の導入		<p>（市としての取り組み）</p> <p>行政評価については、政策評価に係る内部評価の仕組みを平成18年度に立ち上げ、同年度より運用を開始、今年度外部からの評価を加えるための第三者機関（住民代表や有識者）の設置に向けて検討する。</p>
5 その他	課題 ②  課題 ④	<p>合併前の各料金システムを将来統合システムに移行し、料金徴収業務の一元化により事務の効率化を図る。</p> <p>また、検針業務及び量水器交換業務の業務単価を統一し節減合理化を図る。</p> <p>平成20年度で給水停止要領を定め、これまでの未納者に対する対応を事務的に統一し、長期間の未納者に対する料金徴収の強化を図り、滞納繰越金及び不納欠損金が発生しないよう取り組む。また、こうした取り組みに対し、簡易水道施設毎の担当職員の意識高揚を図るため、担当者会議等により検討を行う。</p> <p>滞納繰越金等を年1百万円の徴収。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。  
なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（市としての取組み）事務事業や組織機構の見直しの外、民間委託や指定管理者制度の活用を図り、退職者の3分の1補充を基本とすることで人件費総額の抑制を図る。</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理費等の削減、使用料金の適正化により繰越欠損金は生じさせないようにする。</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は基準内繰出しであるが、今後とも経営改善等により基準内繰出しに努める。</li> </ul>
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金徴収事務の改善や施設管理費の節減により給水原価の抑制に努め、料金回収率の向上を図る。</li> <li>・料金未納期間2月には給水停止措置を行うこととし、こうした手続きにはマニュアルを作成し執行する。</li> </ul>

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、計画前年度を基準年度として、当該計画期間中の各年度との比較により改善額を算出し計上すること。ただし、当該見直し施策が計画前年度以前（計画前5年度の間に実施したものに限り）から実施しているものであって、当該見直し施策の改善効果が公営企業経営健全化計画の期間中においても継続するものについては、当該継続する改善額を計画期間中の各年度の改善額に計上して差し支えないこと。
5. 4による「改善額」が基準年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上し、計画期間内（又は計画前5年間）を通じての改善額しか算出できない項目については、当該計画期間内（又は計画前5年間）を通じた改善額を「計画合計」欄（又は「計画前5年間実績」欄）に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中の「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること（旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する場合には、当該欄の記入は不要であること。ただし、旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する地方公共団体のうち、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を希望する予定の団体にあっては、旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画を提出する際には当該資金の補償金免除額を上回る経営改善効果を示す必要があるため、計画策定にあたっては予め留意すること。）。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率								5%				
	改善額(料金の適正化)※1							21	21	21	21	21	84
4	未収金の徴収対策												
	改善額							1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	10	11	11	11	11		11	11	11	11	11	11
	増減数(人)		1				1						
2	維持管理費等	153	186	226	140	161		167	150	150	150	150	150
	改善額(適正化)								1	2	2	2	7
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	4,807	5,443	6,082	6,515	6,883		7,215	7,366	7,664	7,639	7,374	
	増減		636	639	433	368		332	151	298	-25	-265	
<b>計画前5年間改善額 合計</b>													
<b>改善額 合計</b>													96
<b>(参考) 補償金免除額</b>													0.3

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 各年度の「職員数」欄については、地方公営企業決算状況調査表の作成時点(翌年3月31日時点)の職員数を記入すること。

3 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成15年度 (計画前5年度) (決算)	平成16年度 (計画前4年度) (決算)	平成17年度 (計画前3年度) (決算)	平成18年度 (計画前々年度) (決算)	平成19年度 (計画前年度) (決算見込)	平成20年度 (計画初年度)	平成21年度 (計画第2年度)	平成22年度 (計画第3年度)	平成23年度 (計画第4年度)	平成24年度 (計画第5年度)
給水人口(人)	21,832	22,000	21,725	21,514	21,296	21,077	20,859	20,641	20,423	20,205
年間総有収水量(m <sup>3</sup> )	2,325,946	2,326,412	2,310,143	2,306,959	2,300,038	2,293,138	2,286,259	2,279,400	2,272,562	2,265,744
公称施設能力(m <sup>3</sup> /日)	10,449	10,449	10,449	10,527	10,527	11,626	11,626	11,767	11,767	11,767
1日最大配水量(m <sup>3</sup> /日)	10,138	10,018	9,561	10,254	10,501	10,557	10,609	10,646	10,680	10,710
最大稼働率(%)	97.0	95.9	91.5	97.4	99.8	90.8	91.3	90.5	90.8	91.0
供給単価(円/m <sup>3</sup> )	189.5	189.5	190.1	189.5	182.4	184.3	193.7	192.8	191.0	189.6
給水原価(円/m <sup>3</sup> )	199.7	241.7	273.9	248.8	260.3	275.7	299.3	322.6	330.9	335.8

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

平成19年度で統合計画を策定。由利本荘市総合発展計画に基づき、老朽化した施設の整備や給水区域の接続事業を進め、上水事業との事業統合または経営統合を平成28年度までに行い、由利本荘市上水道事業として一本化とする。  
 料金：事業毎に異なる料金等を、市全体の同一料金、同一料金体系とする。  
 経営：事業統合と、条件により経営統合の体制とする。  
 検討体制：ガス水道局、上下水道課及び総合支所建設課